

平成 30 年度
日野市手数料、使用料等検討委員会報告書

平成 30 年 6 月

日野市手数料、使用料等検討委員会

平成 30 年 6 月

日野市長 大坪 冬彦 様

日野市手数料、使用料等検討委員会
委員長 谷 井 良

平成 30 年度 日野市手数料、使用料等検討委員会報告書

日野市手数料、使用料等検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、下記の検討事項について、「日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱」の規定に基づき、検討を行いました。有識者 2 名、公募市民 4 名の委員で慎重に検討した結果を次のとおり報告いたします。

1 検討の経過

- 平成 28 年度に行った検討委員会において、日野市の使用料の設定基準は、策定から 10 年が経過しており、時代は変わっていくものなので、見直しをすべきと提案した。
- 平成 29 年度に行った検討委員会において、市より「日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）」が提示された。これに対して、調査検討を行い、様々な意見が出たため、議論に時間をかけることとし、平成 30 年度も基準の検討を行うこととした。
- 平成 30 年度に行った検討委員会において、市より、前回の検討委員会での意見を反映した「日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）」が提示された。これに対して、調査検討を行い、意見を述べ、事務局に修正を一任した。

2 検討委員会日程及び主な調査検討内容

検討委員会の日程と主な調査検討内容は下記のとおりです。

	日程		主な調査検討内容
(1)	平成 28 年度	平成 28 年 7 月 19 日	日野市の手数料、使用料等見直し状況について ※日野市の状況の説明を受けて意見を述べました。
(2)	平成 29 年度	平成 30 年 2 月 21 日	日野市手数料、使用料等の見直し基準(素案たたき台) (概要)について ※事務局から提示された素案たたき台に対する意見を述べました。
(3)	平成 30 年度	平成 30 年 5 月 15 日	日野市手数料、使用料等の見直し基準(原案)について ※素案たたき台への意見を反映した原案に対する意見を述べました。

3 委員からの意見等

(1)平成 28 年度

主な調査検討内容：

日野市の手数料、使用料等見直し状況について

- ・消費税率が 8%となった際に、手数料、使用料等について、その分を転嫁しておらず、市が負担している状況では良くない。消費税率 10%に改定される際には、手数料、使用料等に反映すべきである。消費税率 10%への引き上げ期日は予定されているので、今から検討し、引き上がったと同時に、すぐ手数料、使用料等を値上げすべきと考える。
- ・使用料の設定基準は、策定から 10 年が経過している。時代は変わっていくものなので、見直しをすべきである。受益者負担、地域性の問題、施設の利用状況を考慮する問題を含めて検討すべきである。市民に理解を得るために、早急な基準づくりが求められる。減免制度等、他市の状況を考慮する必要がある。
- ・見直し状況がまちまちであることが疑問である。見直ししていない理由等を示していただきたい。過去の審議経過等、不明な点が気になる。記録の保存や公開にも透明性が求められる。

(2)平成 29 年度

主な調査検討内容：

日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）について

- ・「日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）」（以下「素案」という）1 ページ目に、策定の目的、手数料や使用料を取る基本的な考え方の中に「負担の公平性」をあげている。「だから頂くのだ」ということではないかと思うが、さらに、使用料、手数料を取って、施設やサービスを長く維持していく、そのためにも必要だというように書いてある。もっともだと思うが、ただそれだけでなく、そういう経費をとることにより、もっと市民の活動の活性化を促すために必要なのだと、もう少し積極的な面を打ち出した方がいいのではないか。維持管理のためだけに必要だということだけではなく、もう少し市民に協力をいただいて、もっと市民が参加しやすいような施設にしたいというところがあってよい。逆にそれを書いてしまうと、では、「どこが改良されたのか」「もっとよくして良いはずだ」ということになるかもしれないが、そういう点も考えていただきたい。
- ・基準案ができた段階で、他市では市民にアンケートを取ったり、あるいは、パブリックコメントをしたりしている。市民説明会などを行っているところもあり、結構丁寧な手続きをとっている。しかし、この基準を見ると、額の改定にあたり、そういうことは無く、議会で議決されたら3 か月程度で実施するという形になっている。市民にもう少し丁寧な働きかけが必要ではないか。
- ・料金改定については、市民も関心がある。そういう市民の声を聴く機会が無く、いきなり改定ということになると少しまずいのではないか。特に、各自治会に集会場の値上げ、有料化するという情報を流せば、当然自治会で検討される。そういうことを流すつもりがあるのかどうなのか、丁寧に対応していくつもりなのかどうなのか。
- ・地域によって、施設の利用度は異なる。市の南部地区は小規模な施設が非常に少ない。それに比べて、東部、いわゆる中心部の方は、人口が集中しているせいか、そういう施設が非常に多い。東部、南部、西部、北部地区の格差が非常にある。南部地区は遅れているという声も聞く。遠くの施設に車で行って、駐車場を使用して、駐車場料金を取られる。今は車社会なので、そういう部分の考えを頭に入れて考えてほしい。この素案に地域別のことが書いていない。それを基本において施設の利用方法を検討すれば、また違った考え方が出るのではないか。各施設の利用度、稼働率についても地域性ということが関連してくる。施設が集中している地域の使用料、手数料の考え方になっているように感じる。基本的に日野市全体の中で各施設の分散が公平ではない。それが是正されることを考慮していただきたい。

- 高幡台団地 73 号棟の跡地など、今後考えられている複合的な施設とも関連してくる問題でもある。そういう全体的なものを考える必要がある。
- 公共施設の偏在の問題については、以前から「七生格差」という言葉もある。2000 年以降に建設された公的施設を調べてみたが、中央線側に多摩平の森ふれあい館、市民の森ふれあいホールなどが 2000 年以降に 10 館前後建設されている。南側は平山季重ふれあい館だけである。なぜ、同じ市で同じ税金を払っているのに偏在させるのか。北側の工業団地などで人口増加時に、北側に色々な施設を建設したとも考えられるが、現在、大企業はどんどん撤退している訳で、そうすると、北だ、南だけではなく、バランスのとれた地域づくりをこれから図っていかねばいけない。それは、結局、使用料などの問題にも関わってくる。
- 素案 19 ページの減免の取扱いの囲みの日野市手数料条例第 6 条 3 号に書かれている「公の救助を受ける者または市長が手数料を納める資力がないと認める者からの請求によるもの」について。例えば、八王子市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」の 14 ページの(1)の使用料の項目の②で生活困窮者等特別な事情のあるものとあって、(2)手数料のところには、②生活保護法の規定保護を受けている者から申請があったものと記載されている。日野市の場合は、「公の救助を受ける者または市長が認めるもの」という表記がされている。やはり、公の救助を受ける者というのは生活保護という意味だろうが表記のことがわかりにくい。
- 素案 9 ページのイメージ図がわかりにくい。一番上の黒い囲みを 100 としたらその下の黒い枠は、見る限り「60 : 40」位に見える。さらにその施設の利用に係る利用者の負担は「40 : 60」のように見える。
- 素案 10 ページの表によると、極端な話として、利用者負担割合の A グループ、利用者が 100%負担する施設であるとした場合、さらに極端な話、オープンスペースもないという場合、原価を割りかえたものが本当の使用料、手数料になるということなのか。ということは、市としては損失だが、何も利益分を上乗せしていない状態だということか。利用料、手数料を支払ったことにより、市として利益になっているような感覚があったのが、本当に原価だけで提供しているということがわかった方がいい。
- 素案 13 ページのその他欄(1) 市民以外に利用者の料金の設定の項目で、日野市民の 2 倍の額を上限としてという記載があるが、例えば、観光施設等であれば、圧倒的に日野市民以外が利用することになった時に、日野市民より自分達が 2 倍の料金を払うということは抵抗が出てくる。やはり、個別で考えなければならない。全体的な基準であるとしても、個別に考えるケースは必ず出てくるので、今回はあくまでも全体的な基準ということで、考え方を整理した方がいい。

- ・逆にいうと、日野市民が他市の施設を利用すると、2倍取られるということになる訳である。しかし、これからの時代は、日野市、何市だといっていないで、広域連携的な視点が必要ではないか。よくコンサートに行くが、地域によって、全く同じ曲目を同じ演奏者で行う時に、倍程度料金が違うことがある。国単位でも最恵国待遇という形で、国どうしで自国民と同じ扱いにするという制度が昔からある。市もお互いに連携しあって、日野市民も同じ料金にするというような、連携、協定のようなものを今後の課題として、積極的にやっていかなければいけないのではないか。都心に行くと、区界にそれぞれ隣り合わせの豪華なコンサートホールがある。こんな無駄なことはない。両方の区が協働して1館にすればいい。多摩地区の色々な市が今後も未来にわたって存続するのかわからない時代になってきている。
- ・百草地域に住む知人の話では、「近いので多摩市の施設を使う。わざわざ日野市内になど行かない。」と言う。その場合、倍払っていくというのもどうかということもある。しかし、予約が取りづらい施設で、他市民がたくさん来て、日野市民が使えないということは問題である。
- ・原価と利用者負担の考え方に、利用者負担割合及びその算定方式、減価償却費及び土地の賃借料の算定を原価計算に入れるかなどが今回の意見交換の根幹ではないか。他市の情報を取り入れたこの素案は日野のスタイルにほぼなっていると考える。今後、複合施設や施設の中に商業施設を誘致して賃料をいただくなど様々な手法を考える必要がある。そのような場合にも対応できるような形のものにしていく必要がある。賃借地と賃借地でない物件は明確化した形の数字の出し方が必要である。基準の見直しは6年くらいでもいいが、使用料等の見直しは3年が良い。他市では基準見直しは6年、使用料等の見直しは3年になっているところもある。市によって人口規模も施設状況等も違うので、他市に合わせる必要はない。すべて考えた上で、また第2回のこの会議があるのであれば、皆さまの意見を含めた中で第2回のたたき台を作っていただければありがたい。
- ・これから建設を予定している施設のことも念頭にこの会議の基本となるものを並行して考えていただければ、この会議が無駄にならない。
- ・市の土地を提供して事業者が施設を建設する手法はすでに他市で導入している。その複合施設の中に、ホールとか多目的施設を建設して地域に貢献できる施設ができる。事業者はお金を出す。しかし、その程度の賃料ではやっていけないというようなことがありうる。しかし、A施設は3,000円で使えたが、B施設は5,000円だったということはあってはならない。そういうことに対応できるような算出方法にしてほしい。民間が行政の施設を委託や指定管理者制度で取る場合、採算性が乏しいということがあるので、そのあたりを考えていただきたい。

- ・社会情勢の変化が早いため、3年にさせていただくことを希望するが、最終的に市にお任せする。
- ・料金改定となれば、「値上げするのだろう」というのが大方の見方である。他市では、料金改定で減額している。素案にも、料金値下げの考え方という項目があり、値下げももちろん考慮するということだろう。いずれにしてもこの20年間ずっとデフレーションである。そういう中で値上げするという場合には、市民の抵抗は考えられる。市民は「料金改定」＝「値上げ」と思ってしまいが、「値下げ」もあるのだということもあれば、「では値下げしろ」という声も出てくる可能性もある。
- ・物価スライドは数値により、いくらでも「良い」「悪い」ということは言えるので、物価スライドの考え方をこの基準に入れることは難しい。
- ・減価償却費を原価に入れないという選択は、資産価値を回収するという意味では大変だろうと思うので、やはり減価償却費は原価に入れた方がいい。使用料や手数料は市民に納得してお支払いただくということが一番重要である。金額が高かろうが、安かろうが、結局は市民が納得して支払うのであれば、それはそれで良いのであって、そう考えると、素案9、10、11ページあたりが最も重要だ。10ページなどを見れば、利用者負担が0%になれば、公費負担が100%になるということである。結局は公費負担ということは「税金から払う」ということなので、今、ある税金で賄っているサービスをやめてそちらに回すとか、税金を上げるのかということになる。施設利用者に使用料を一部払っていただくか、全額市民の税金（公費）から支払うかの選択である。使用料という形であれ、公費負担という形であれ、いずれにしろ日野市民に施設の維持・運営費を担っていただく訳である。それは、やはり市民にしっかりわかっていただくために、9、10、11ページあたりの各施設の負担割合はこの基準の最初に持つてくるべきではないか。策定の目的や基本的な考え方という1ページがあって、このあとに各施設の負担割合というのを載せた後に、では、利用者負担をいただく場合に原価、基準額はどのように算定するというような形の流れにした方が、市民もたぶん、利用者として負担することが必要なのだなということが理解いただけるのではないかな。全額公費で賄うということは、利用しない人も含めて、結局は、日野市民全員で負担をするということになってくるので、利用する人が一部は負担するということが必要だということを理解していただくためにも前に持ってきて、その上で、いただく場合の原価はどのように算定していくという書き方をした方が納得でき、わかりやすいというイメージを持つ。検討をお願いしたい。利用者にもご負担いただく必要がある。負担いただかない場合は、公費で全額を賄わなければいけない。それが利用者負担、受益者負担という方法なのか、利用しない人も含めて市民全員で負担するという形なのかという中で、利用者負担割合A～Fまで分けているグループの中で、施設の持つ役割の違いによって、一部は利用者負担していただきたいということを最初にうたった方がいい。

- ・見直し基準の改定を急いでいないなら、もう少しじっくり議論してはどうか。

(3)平成 30 年度

主な調査検討内容：

日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）について

- ・市民説明会などで説明する場合、市民にすっきりわかるように説明できるか。
- ・「日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）」（以下「原案」という）12、13 ページあたりを理解し、共有していれば、高い、安いと言われても、基本的にこの見直し基準で積算しているのだという説明ができる。市民の方にわかりやすく説明ができるような形が一番いい。
- ・一般市民から見れば同じ交流センターなのに何で金額が違うのか、他市の施設と比べて何で違うのかと聞かれた時に説明できる根拠として理解しておけばいい。市民から疑問がでたら、「市としての根拠はこうである」ということをきちんとしておけばそれでいい。
- ・例示の交流センターの和室の午前中を見ると、おおよその算出であるということだが、原価は「764.8 円」となる。それだけコストがかかっているということである。現行だとそれが「400 円」ということである。今回の原案の上限で改定したとして「400 円×1.5 倍」なので改定上限額は「600 円」であるので、それでも原価まで達していない。それが現実である。民間であれば、そもそもそういう施設自体をやらない。それを行政でやるということになった時に、民間と違うというのが出てくるのは、止むを得ないところがある。仮の金額として万願寺交流センターを1つのシミュレーションとして出しているが、詳細な計算をして、やはりこのような金額であった場合、一番重要なのはこれだけ原価と現行額との差が生まれていて、改定してもまだ原価まで達していない例があるということを市民に知っていただくことが一番重要である。細かいところは多分なかなか分かりづらいところがあるので、そういう形のシミュレーションという位置づけにしていったほうが良い。
- ・基準だけを見たら大変難しいと感じた。施設の試算イメージを見たら、わかってきた。
- ・現時点ではこの基準で良い。しかし、行財政改革の立場から考えると、結局、原価割れである。通常、行政の計算式ではほとんどがこの考え方だ。市民サービスといえどもそれまでだが、しかし、前市長の時から、経営感覚で仕事をするようにということで職員に勉強してもらった。とりあえず、今はこの提案内容でよいと思うが、将来的に、この原価割れの状態で、かつ多額の借金があるにも関わらず、原価を割っていくという形の考え方自体は、将来的に、子や孫の時代に借金を残すなというフレーズで経営してきた日野

市が本当にこのままで良いのか。市民から見れば原価割れして安い方がいいに決まっている。喜んでもらえると思う。いろいろ考えて、今後の話として行政は見直していかなければならないという時期に来ている。この基準は、今の段階ではよくできている。

- 今は見直し期間は、3年でなく、4年ごとに変更するという方針だ。しかし、早め、早めに対応していかないと、借金が増えるばかりである。
- 「はじめに」という部分に市の考え方のエッセンスが込められている、あるいは込められなければいけない。市がどのような意図で見直しを図るのかということ、この、「はじめに」というところで訴えなければいけないし、市民もおそらく、後ろのページの細かい計算式などというところまではほとんど読まないで、「はじめに」のところ、市は、きちっと訴えていかなければならない。この「はじめに」の中には「負担の公平性」という言葉がないので、できたら「負担の公平性」ということを入れる必要があるのではないか。市民は、特に使用料の場合、「負担の公平性」ということが一番大切ではないか。そして、公的に位置づけられているということをきちんと書くべきである。それから、市民全体のことを考えて行うのだということをきちんと踏まえれば、良いのではないか。公平な税金の使い方を考えると、伝えるべきことは伝える必要があるが、言葉の使い方を考えていただければいい。市の文書は市民からクレームがつかない、質問が来ないような形で出来ている。標準的な範囲で行っているのかと理解する。また、「はじめに」があると最後に「おわりに」がないとおかしい。「おわりに」がないのであれば、「はじめに」ではない方がいい。最初に全体を要約したものがある方がいいと思うが、「おわりに」がないのに、「はじめに」というのは違和感がある。
- コスト削減には限界があるという中で、では、どうするのかといった時に、考え方はおそらく4つ程度ある。
 - 1つ目は、市の財政がどんどん悪化したとしても利用料の金額を今のまま据え置くのか、あるいはもっと下げるのかという方法。
 - 2つ目は、そういう施設はやめてしまう。
 - 3つ目は、そういう施設を利用する、利用しないにかかわらず、日野市民全体で税金という形、いわゆる公費負担という形で増やしていく。
 - 4つ目は、利用者に対して、相応の負担をしていただくという形で赤字を少なくしていく。およそ、一般的に考えて、この4つになるかと思う。その中で、この委員会としては、公費負担はしなければならないということはあるが、極力利用する方に相応の負担をしていただくことが必要であると考えた。では、相応の負担とは何かという時に、勝手に「いくら値上げする」ということはできないので、今回の原案でその基準を示すということである。市民の中にはいろいろな意見があり、4つの方法のどれが良いかということも様々だと思う。しかし、当委員会としては、利用者に相応の負担をお願いしたいという中で、その基準を市民に提示するということである。それを今後広く市民に理解をいただけるように、分かりやすい形で説明なり、文書なりにして、市民から広く共感をしてもらえるような形にしていきたい。

4 総括

- ①平成 28 年 7 月の日野市手数料、使用料等検討委員会において、見直し基準策定の必要性を述べました。
- ②平成 30 年 2 月の日野市手数料、使用料等検討委員会において、事務局から提示された「日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）」に対する委員の意見を踏まえて「日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）」として修正されました。
- ③平成 30 年 5 月の委員会にて、原案が提示されました。この原案に対して検討を行い、各委員より、上記のような意見が出されました。委員の意見をまとめ、基準を適宜修正し、市長へ報告することを事務局へ一任します。

5 委員名簿

役職等	氏名	区分
委員長	谷井 良	有識者（明星大学経営学部教授）
副委員長	杉崎 耕一	有識者（第 7 期行財政改革推進懇談会委員）
委員	岩崎 嘉壽子	公募市民
委員	岡本 ふみ	公募市民
委員	斎藤 勇	公募市民
委員	鈴木 辰郎	公募市民

6 資料編

(1)平成 29 年度日野市手数料、使用料等検討委員会資料

- ①日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）

(2)平成 30 年度日野市手数料、使用料等検討委員会資料

- ①日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）
- ②日野市手数料、使用料等検討委員会における意見およびたたき台（概要）への反映状況

(3)その他

- ①日野市手数料、使用料等検討委員会における意見および原案への反映状況